

訪問リハビリテーションサービス内容重要事項説明書

平成 年 月 日

当事業所が、利用者様に提供するサービスは以下の通りです。

1. 訪問リハビリテーションサービスの概要

① 提供できるサービスの地域

生駒市・平群町（但し、当施設から片道約10km以内とします。）

② サービスの提供時間

月曜日～金曜日（午前9時00分～午後12時00分、午後1時00分～午後5時00分）

但し、年末年始および祝日は休みとする。

③ 提供するサービスの内容

- ・機能訓練
- ・日常生活動作訓練・指導
- ・福祉用具やリハビリテーション関係器具の選択や助言
- ・住環境への助言

2. 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割です。

ただし、介護保険の給付の範囲を越えたサービス利用は全額自己負担となります。

【料金表一基本料金】

◇基本のサービス費用（20分×2回＝40分のリハビリを実施した場合）（単位）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料	614				
サービス提供体制強化加算	12				
1日の基本利用単位（点）	626				

※介護報酬1単位当たりの単価 6級地 10.17円（円）

上記基本利用単位 ×10.17円	6,366
利用者負担額（1割）	637

◇その他の加算

（単位）

短期集中リハビリテーション実施加算	
※訪問リハビリを週2回実施した場合のみ	
（退院日又は認定日から1月以内、1日あたり）	340
（退院日又は認定日から1月を超え3月以内、1日あたり）	200
訪問介護計画を作成する上での必要な助言・指導加算	300
通常の事業の実施地域を越えて行った場合の加算	ご利用単位数×5/100

3. 交通費（税抜）

- ・事業所から、片道おおむね 3.5km 未満 0 円
- ・事業所から、片道おおむね 3.5km 以上 4.5km 未満 300 円
- ・事業所から、片道おおむね 4.5km 以上 5.5km 未満 400 円
- ・事業所から、片道おおむね 5.5km 以上 6.5km 未満 500 円
- ・事業所から、片道おおむね 6.5km 以上 7.5km 未満 600 円

以下 1km 増すごとに 100 円が加算されます。消費税は別途請求させていただきます。

4. キャンセル料

訪問リハビリテーションサービスをキャンセルした場合は以下の通りキャンセル料をいただきます。

○ ご利用の 30 分前（事業所から訪問リハビリテーション職員が出発するまで）にご連絡いただいた場合： 無料

○ ご連絡がなかった場合： 300 円（税抜）

*キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

連絡先 やすらぎの杜 優楽 電話 0743-76-3300（日祝除く、8:30～17:30）
（訪問リハビリテーション 担当理学療法士まで）

5. 保険給付の請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申し出ください。

6. 当事業所が提供するサービス内容・苦情についてのご相談は以下の窓口または担当の介護支援専門員までお申し出ください。

やすらぎの杜 優楽 0743-76-3300（相談窓口 担当理学療法士）
生駒市介護保険課 0743-74-1111
奈良県国民健康保険団体連合会 0744-29-8311

7. 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故・体調の急変等が生じた場合は事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、医療機関、担当介護支援専門員、市役所等に連絡します。

8. その他

① 訪問リハビリテーション職員は、以下のことはできません。

- ・ 医療行為を行うこと
- ・ 当事業所への支払いを除き、各種支払や年金等の管理、金銭の貸借などの金銭を取り扱うこと
- ・ 介護を行うこと

② 職員は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも提示をお求めください。